

吉岡町電子入札運用基準

令和4年12月15日吉岡町企画財政課

(目的)

第1条 この基準は、吉岡町がぐんま電子入札共同システム（以下「システム」という。）を用いて行う入札及びこれに関連する事務の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会 群馬県CALS／EC市町村推進協議会をいう。
- (2) 利用者 システムを利用する個人又は法人をいう。
- (3) ぐんま電子入札共同システム 主に次のサブシステムから構成される、吉岡町が発注する調達関連業務を執行するための情報システムをいう。
 - ア 電子入札システム 入札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのサブシステム
 - イ 入札参加資格受付システム 入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うためのサブシステム
 - ウ 入札情報公開システム 発注案件情報、開札結果、入札参加資格者名簿等を電子的に公開するためのサブシステム
- (4) 電子入札 システムを使用して電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札及び見積り合せに係る業務をいう。
- (5) 紙入札 システムを使用しない紙による入札及び見積り合せに係る業務をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項又は第15条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札に用いられるICカードをいう。
- (7) ID／パスワード 次に掲げる利用者の区分に応じ当該各号に掲げる協議会がシステムにおいて利用者を特定するために発行するID及びパスワードをいう。
 - ア 吉岡町の職員 システムの利用の権限に応じたID及びパスワード
 - イ 入札参加資格者名簿に登載された業者 入札参加資格申請を行うためのID及びパスワード並びに入札に参加するためのID及びパスワード
- (8) 発注担当者 吉岡町において発注に係る業務を担当する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この基準は、次の各号に掲げる入札案件（以下「電子入札案件」という。）に対し適用する。

- (1) 吉岡町があらかじめ電子入札を執行するものとして指定し、並びに公表した建設工事及び建設コンサルタント業務の調達案件
- (2) 役務業務、物品購入等の調達案件であって、電子入札による執行が妥当であると判

断したもの

(電子入札の実施)

第4条 発注担当者は、電子入札案件をシステムで処理するものとする。

2 次条に規定する場合を除くほか、システムを用いない参加資格確認申請書、電子入札案件内容に対する質問及び入札書の提出は、原則として認めない。

(紙による電子入札案件の参加の特例の基準)

第5条 発注担当者は、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者（以下これらを「入札参加者」という。）から次の各号のいずれかに該当する事由により紙入札参加申出書（様式第1号）が提出されたときは、その内容を審査し紙入札による参加の可否を決定し、紙入札参加許可（不許可）書（様式第2号）により回答するものとする。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等の理由で使用することができなくなり、ICカード再発行を申請し、又は申請の準備をしているとき。
- (2) 天災、電力会社の原因による広域的又は地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他入札参加者の責によらない事由によりシステムの利用ができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者にやむを得ない事由があると判断したとき。

(受付期間等の設定)

第6条 発注担当者は、システムに電子入札案件を登録するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準により期間等を設定するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項に定める見積期間 入札公告日又は指名の通知、入札の参加資格確認結果の通知をした日の翌日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (2) 入札書受付開始の日 入札書受付締切日の2日前を基準とする。
- (3) 入札書受付締切日時 開札予定日から起算して前日（閉庁日の場合は、それ以前の直近の開庁日）の午後4時を基準とする。
- (4) 内訳書開封予定日時 事前準備に要する最低時間を考慮し設定する。
- (5) 前各号に該当しない日時 各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(発注図書等の電子ファイルの形式)

第7条 発注担当者は、入札説明書等を原則として書き換えのできないPDF（ACROBAT 3以降のバージョン）形式により作成し、システムに展開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注担当者は、申請書等のうち入札参加者が提出するために編集を要するものについては、次の各号に掲げる形式の電子ファイルとして作成するものとする。

- (1) 拡張子が「.docx」であるもの
- (2) 拡張子が「.xlsx」であるもの
- (3) 拡張子が「.txt」であるもの
- (4) 拡張子が「.csv」であり、かつ、カンマ区切りの形式であるもの

3 発注担当者は、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式（自己解凍方式のもの

を除く。)を使用するものとする。

(公告日、公表日以降の電子入札案件登録情報の修正)

第8条 発注担当者は、公告又は公表の日以後、電子入札案件の登録情報に誤りがあることが判明しこれを修正する必要があるときは、速やかに、当該案件の入札参加者に対し、電話、ファクシミリその他確実な方法により連絡するものとする。

2 発注担当者は、前項の規定により登録情報を修正して対応することが困難又は不適当と判断したときは、当該案件の入札を取りやめるものとする。この場合において、発注担当者は、入札参加者に対し電話、ファクシミリその他確実な方法により連絡するものとする。

(紙入札への切替え)

第9条 発注担当者は、特段の事由により電子入札案件を電子入札から紙入札へ切り替えるときは、当該案件の入札参加者に対しシステム又はシステム以外の確実な連絡方法により必要な事項を連絡するものとする。

2 発注担当者は、前項の規定により入札参加者に対する連絡を行った後は、入札結果の公表における当該案件に係るシステム処理を除き、当該案件に係るシステム処理を行わない。

(関係書類の提出方法)

第10条 発注担当者は、電子入札案件において指名競争入札方式により発注したときは、入札参加者に対して積算内訳書を、条件付一般競争入札方式により発注したときは、参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対して積算内訳書と参加資格確認申請書を、原則としてシステムにより提出するよう求めるものとする。この場合において、電子ファイルの形式は、次の各号に掲げるとおりとし、電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP形式(自己解凍方式のものを除く。)を使用するものとする。

- (1) 拡張子が「.docx」であるもの
- (2) 拡張子が「.xlsx」であるもの
- (3) 拡張子が「.pdf」であるもの
- (4) 拡張子が「.jpg」又は「.jpeg」であるもの

(システムによらない関係書類の提出方法)

第11条 発注担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加者に対し、関係書類をシステムによらず郵送により提出するよう求めるものとする。

- (1) 入札参加者が提出する電子ファイルの容量によりシステムへの登録が困難であるとき。
- (2) 案件の内容によりシステムによる提出が困難又は不適当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発注担当者が別に指示したとき。

(積算内訳書の事前確認)

第12条 発注担当者は、システムにより提出された積算内訳書を入札書受付締切日時後に事前に確認することができるものとする。この場合において、発注担当者は、印刷出力した積算内訳書の内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(コンピュータウイルスに感染したファイル)

第13条 発注担当者は、システムを通じて提出された添付書類については、これを直接閲覧し、又は操作することなく、端末機に保存し、コンピュータウイルスの検査を実施した後に、閲覧その他の操作を行うものとする。

2 発注担当者は、前項の規定による操作の結果添付書類がコンピュータウイルスに感染していることが判明したときは、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該添付書類を提出した入札参加者と添付書類の提出方法を協議するものとする。この場合において、発注担当者は、当該入札参加者に対し、コンピュータウイルスの感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講ずるよう指導するものとする。

(入札説明書及び電子入札案件内容に対する質問)

第14条 入札参加者は、質問を行うときは、質問受付締切日時までにシステムにより質問を登録するものとする。ただし、第5条の規定により紙による入札参加を認められた入札参加者は、ファクシミリにより質問するものとする。

2 入札参加者は、質問に当たり入札参加者を特定することができる内容を記載してはならない。

3 発注担当者は、質問内容に入札参加者を特定することができる内容その他不適切な内容が含まれていると判断したときは、その質問に対して回答しない等の措置を講ずることができる。

(回答)

第15条 入札参加者からの質問に対する回答は、原則として、システムにより行うものとする。ただし、第5条の規定により紙による入札参加を認められた者を含む電子入札案件にあっては、システムの質問機能を使用せず、発注図書を掲載した方法により回答することができる。

2 発注担当者は、前項ただし書の規定によりシステムの質問機能を使用せずに質問に回答した場合は、電話、ファクシミリその他確実な方法をもって入札参加者に対し質問に回答した旨を連絡するものとする。

(辞退)

第16条 入札参加者は、入札書の提出を辞退するときは、入札書受付締切日時までにシステムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、第5条により紙による入札参加を認められた場合又はシステム障害その他やむを得ない事由によりシステムにより辞退届を提出することができない場合は、入札書受付締切日時までに発注担当者へ別に定める入札辞退届を提出することにより辞退することができる。

(紙による場合の入札書の提出)

第17条 第5条の規定により紙による入札参加を認められた入札参加者は、電子入札案件において紙により入札書を提出するときは、吉岡町郵便入札運用基準第12条の規定にのっとり入札書を提出しなければならない。

(開札の方法)

第18条 発注担当者は、開札予定日時以降にシステムにより速やかに開札を執行するものとする。この場合において、紙により提出された入札書は、開札予定日時以降に立会人の下発注担当者が入札金額をシステムに入力し開札を執行するものとする。

(立会い)

第19条 発注担当者は、紙による入札書の提出があった電子入札案件であって、入札参加者が立会いを希望したときは、これを認めなければならない。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望するときは、開札予定日から起算して前日の午後4時までに電話により申し込まなければならない。

3 発注担当者は、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、当該入札に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

(無効)

第20条 入札参加者から提出された入札書が次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

- (1) 入札金額等の必要な事項が入力されていないもの
- (2) 積算内訳書等の添付を要する電子入札案件で、積算内訳書等がないもの
- (3) 入札受付締切日時以降に到着したもの
- (4) 入札、見積り及び契約権限のない者のＩＣカードを使用して提出されたもの
- (5) 商号又は名称、代表者職氏名その他記載事項の変更、有効期限の終了等により入札書の提出に当たり使用したＩＣカードが開札の時点で失効した場合、ＩＣカードの失効前に提出されたもの

(くじの実施)

第21条 発注担当者は、落札又は落札候補となるべき金額を入札した者が複数ありくじにより落札者又は落札候補者を決定するときは、入札参加者が入力した任意の3桁の算用数字によるくじ番号等を用いたシステムによる電子くじを実施する。この場合において、発注担当者は、当該電子入札案件のくじの対象者に対し、くじを実施する旨をシステムにより通知するものとする。

2 発注担当者は、紙により提出された入札書がくじの対象となったときは、その入札書については、前項の規定にかかわらず、記載された任意の3桁の算用数字によるくじ番号をシステムに入力することによりくじを実施する。この場合において、発注担当者は、紙により入札書を提出した者に対し、くじを実施する旨を電話、ファクシミリその他確実な方法で通知するものとする。

(電子入札に使用することができるＩＣカード)

第22条 吉岡町の電子入札に参加することができる者は、原則として、吉岡町の入札参加資格を有する者のうち、システムにＩＣカードの利用者登録が完了している者とする。

(ＩＣカードの名義)

第23条 電子入札に使用するＩＣカードの名義は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録されている者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録されている者の代表者から入札、見積り及び契約に関する委任を受けている者

(ＩＣカードが失効した場合の取扱い)

第24条 システムに利用者登録したＩＣカードの名義人が当該入札参加者に属しないこ

ととなったとき又は有効期限の終了等によりＩＣカードが失効したときは、原則として当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、第５条に規定する場合又は当該入札参加者において登録している他の有効なＩＣカードがある場合は、当該ＩＣカードを用いて電子入札に参加することができる。

(特定建設工事共同企業体におけるＩＣカード)

第２５条 特定建設工事共同企業体が応札するために利用者登録ができるＩＣカードは、当該特定建設工事共同企業体の代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任された者のＩＣカードとする。

(パスワードの管理)

第２６条 発注担当者は、入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、６か月に１度更新するよう指導するものとする。

(不正行為等)

第２７条 発注担当者は、入札参加者がＩＣカード若しくはＩＤ／パスワードを不正に使用し、虚偽の入札参加申請をし、虚偽の入札書を提出し、その他不正行為により入札を行い、又はシステムを不適切に使用したときは、当該入札参加者に対し、指名停止その他の適切な措置を講ずるものとする。

(システム障害等)

第２８条 発注担当者は、システム又は吉岡町におけるサーバ、ネットワーク、関係機器、施設等の障害により、入開札業務を処理することができないことが判明した場合は、その原因、復旧の見込み等を調査し、入開札業務の延期、紙入札への移行その他必要な措置を講ずるものとする。この場合において、発注担当者は、入札参加者に対し、電話、ファクシミリその他確実な方法により、必要な事項を連絡するものとする。

(異議の申立て)

第２９条 入札参加者は、この基準を了知していないことを理由として、入札後に異議を申し立てることができない。

附 則

この基準は、令和４年１２月１５日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年１月２０日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年２月２４日から施行する。

附 則

- １ この基準は、令和８年１０月９日から施行し、同日以後に入札公告を行い、又は指名通知を行った案件について適用する。
- ２ 前項の規定にかかわらず、第６条第３号の規定は、令和９年１月１日以後に開札を行う入札について適用し、同日前に開札を行う入札については、なお従前の例による。

吉岡町長

あて

所在地
商号又は名称
代表者氏名

紙入札参加申出書

下記の案件は、電子入札対象案件となっていますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

記

案件の番号	
案件の名称	
案件の履行場所	
開札日	
電子入札システムを利用できない理由	☐ ICカードが（失効・閉塞・破損・内容変更・その他（ ））で 使用ができなくなり、再発行の申請準備中のため ☐ 天災、電力会社の原因による広域的、地域的な停電又は通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他入札参加者の責によらない事由でシステムが利用できないため ☐ その他の事由 （ ） のため

※ 各事由が確認できる資料を添付すること。

令和 年 月 日

入札参加事業者 様

吉岡町長

紙入札参加許可（不許可）書

下記案件については電子入札対象案件となっていますが、令和 年 月 日にあった紙入札参加申出書を審査した結果、下記のとおり許可（不許可）とします。

記

案件の番号	
案件の名称	
案件の履行場所	
開札日	
紙入札による参加の可否	許可（郵便による入札）・不許可 ※ 不許可の場合であって、入札に参加することができないときは、入札辞退届を提出してください。提出がない場合は、失格となります。
審査結果理由	